

青森市障がい福祉計画（第7期計画） 令和6年度フォローアップ総括表（成果目標）

項目	目標値設定に当たっての考え方	単位	参考：第6期計画（R3～R5）			第7期計画（R6～R8）						取組内容・今後の方向性
			R3	R4	R5	R6		R7		R8		
			実績値	実績値	実績値	実績値	達成率	実績値	達成率	実績値	達成率	
第4章 成果目標												
I 福祉施設の入所者の地域生活への移行												
①計画期間内における施設入所から地域生活への移行者数	第7期計画期間内における移行者数が、令和4年度末の施設入所者数441人の6%（27人）を上回ることを目指します。	人	12	15	3	1	3.7%				27 (3カ年延べ)	入所者の高齢化・重度化、地域受け入れ体制不足、および家族の協力難が目標未達の要因であるため、今後は令和6年度報酬改定を活用し、意向確認、個別計画作成、家族支援、人材育成を強化することで、本人の意思を尊重した地域移行を推進します。
②施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数441人を上回らないことを目指します。	人	448	441	438	444	99.3%				441	
II 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築												
地域包括システムの構築	令和2年度に協議の場を設置済（目標値は、県内全域の「精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活人数」、「精神病床における一年以上長期入院患者数・早期退院率」等を県でとりまとめて設定しています。）	—	—	—	—	—	—				—	精神科病院、相談支援事業所、その他関係機関にて構成する地域相談支援連絡会を「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための『協議の場』」と位置づけ、年に2回、精神病床における地域移行について協議を行っています。引き続き、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における精神保健医療福祉の連携体制の強化を図ります。
III 地域生活支援の充実												
①運用状況の検証及び検討の実施	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年1回以上実施します。	実施の有無	有	有	有	有	100.0%				有	青森市障がい者自立支援協議会を検証及び検討の場としており、検証等を継続し、機能の充実を目指します。
【新たな取組】 ②強度行動障害を有する障がい者への支援体制の整備	令和8年度末までに、地域生活支援拠点を中心とした連携体制を強化します。	整備の有無	—	—	—	無	0.0%				有	令和6年度末で本市における地域生活支援拠点が0となったことから、まずは地域生活支援拠点の整備から検討することとしています。
IV 福祉施設から一般就労への移行等												
①就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者数	令和8年度の一般就労移行者数を、令和3年度実績（36人）の1.28倍（47人）以上とすることを目指します。	人	36	26	34	52	110.6%				47	支援体制の強化、障害者雇用促進法などの法改正や雇用率引き上げによる企業側の受け入れ意識の向上などにより、目標値をおおむね達成しています。今後は、障害特性ごとの課題に対応するため、多様な障害への支援深化、定着支援の充実、企業や社会への啓発活動に重点を置き、さらなる成果拡大と質の向上を目指します。
②就労移行支援事業から一般就労への移行者数	令和8年度の一般就労移行者数を、令和3年度実績（21人）の1.31倍（28人）以上とすることを目指します。	人	21	16	19	33	117.9%				28	
③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。	割	—	—	—	7	140.0%				5割以上	
④就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	令和8年度の一般就労移行者数を、令和3年度実績（11人）の1.29倍（15人）以上とすることを目指します。	人	11	10	9	10	66.7%				15	
⑤就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	令和8年度の一般就労移行者数を、令和3年度実績（4人）の1.28倍（6人）以上とすることを目指します。	人	4	0	4	6	100.0%				6	
⑥就労定着支援事業の利用者数	令和8年度の就労定着支援事業利用者数を、令和3年度実績（8人）の1.41倍（12人）以上とすることを目指します。	人	8	23	21	34	283.3%				12	
⑦就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	令和8年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。	割	—	—	—	8	320.0%				2割5分以上	

青森市障がい福祉計画（第7期計画） 令和6年度フォローアップ総括表（成果目標）

項目	目標値設定に当たっての考え方	単位	参考：第6期計画（R3～R5）			第7期計画（R6～R8）						取組内容・今後の方向性	
			R3	R4	R5	R6		R7		R8			
			実績値	実績値	実績値	実績値	達成率	実績値	達成率	実績値	達成率		目標値
V 障がい児支援の提供体制の整備等													
①児童発達支援センターの設置	本市には、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが3か所（福祉型2か所、医療型1か所）設置されており、今後もその体制を維持します。	設置の有無	有	有	有	有	100.0%					継続し設置	地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターについて、令和6年度に1か所増え、4か所となったことから体制の充実が図られました。引き続き体制を維持し、センター機能が発揮されるよう支援します。
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	本市には、保育所等訪問支援事業所が13か所設置されており、障がいのない子どもとの集団生活への適応を目的とした専門的な支援を行っています。今後も、引き続き事業を推進します。	体制の有無	有	有	有	有	100.0%					継続し推進	保育所や学校関係者に対して本事業の周知を図るなど、引き続き、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の確保に努めます。
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	本市には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が、それぞれ2か所設置されています。今後も、引き続き確保に努めます。	設置の有無	有	有	有	有	100.0%					継続し確保	重症心身障がい児を支援するため、引き続き、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
【新たな取組】 地域バランスの促進	本市には、医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所等が20か所設置されており、今後は、地域バランスを考慮した設置を促進します。	状況	—	—	—	促進	100.0%					地域バランスの促進	各サービス提供事業者及び相談支援事業者へ周知を図ることで目標達成を目指します。
④コーディネーターの配置	医療的ケア児等がライフステージを通じ切れ目のない支援を受けることができるよう、コーディネーターの継続的な配置を目指します。	配置の有無	—	有	有	有	100.0%					継続し配置	医療的ケア児などが適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、引き続きコーディネーターの配置を行います。
VI 相談支援体制の充実・強化等													
【新たな取組】 ①基幹相談支援センターの設置	相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを令和6年度から設置します。	設置の有無	—	—	—	有	100.0%					継続し設置	引き続き、相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを運営します。
②委託相談支援事業所等とのケース検討や勉強会等への参加回数	委託相談支援事業所との協働により、ケース検討、勉強会及び情報交換等を行い、地域の特定相談支援事業所の人材育成や連携強化の取組を進めます。	回	34	57	60	60	500.0%					年12回以上参加	引き続き、地域の特定相談支援事業所の人材育成や連携強化の取組を進めるため、委託相談支援事業所との協働により、ケース検討、勉強会及び情報交換等を行います。
【新たな取組】 ③「青森市障がい者自立支援協議会」における個別事例の検討を通じた地域課題の検討回数	協議会において、個別事例の検討による地域課題の改善等を図る取組を実施します。	回	—	—	—	1	100.0%					年1回実施	引き続き、協議会において、個別事例の検討による地域課題の改善等を図る取組を検討します。
VII 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築													
①青森県が実施する研修への参加人数	青森県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、職員が参加します。	人	—	—	—	4	400.0%					1名以上参加	
②相談支援専門員研修の実施	青森県で実施（目標値は、県内全域の「相談支援専門員研修終了者数」、「研修実施回数」を県でとりまとめて設定しています。）	—	—	—	—	—	—					—	
③障害者自立支援診査支払等システム等による審査結果の共有	本市ではすでに、障害者自立支援診査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果の活用を図るため、事業者や関係自治体等と共有する体制の構築しています。	体制の有無	有	有	有	有	100.0%					体制を継続	国・県等の関係機関との情報共有を継続し、体制の構築を図ります。
④指導監査結果の関係市町村との共有	本市ではすでに、指導監査結果を関係自治体と共有する体制を構築しており、年1回以上、共有します。	体制の有無	有	有	有	有	100.0%					体制を継続	
		回	—	—	—	1	100.0%					年1回以上共有	